

# 建築工事における電子納品に係る試行要領

## (目的)

第1 この要領は、長野県が発注する建築工事(機械設備工事及び電気設備工事を含む。以下同じ。)及び建築工事に係る委託業務(以下「工事等」という。)における電子納品を進めるために必要な事項を定め、公共工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

## (電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、営繕工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

## (対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。

## (対象成果品)

第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 木造建築工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
- ・ 公共住宅改修工事共通仕様書
- ・ 各工事特記仕様書
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・ 各業務委託特記仕様書

## (経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第11で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事: 共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 委託: 諸経費率に含まれるものとする。

## (要領・基準)

第6 電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準用する。【別記】

## (運用に関する手引き)

第7 電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「協議チェックシート」による。これに定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「営繕工事電子納品要領」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・ 要領・基準類の長野県での読み替え
- ・ 受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・ 電子納品対象書類の範囲
- ・ 電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・ 施工中の書類の取り扱い
- ・ 電子成果品の保管管理

#### (協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

##### 1) 着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

##### 2) 検査・納品前協議

中間検査・完成検査の前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査前協議チェックシート」を用いて実施する。

#### (納品媒体)

第9 納品する電子媒体は CD-R、DVD-R、又は BD-R とし、論理ファイルフォーマット形式は次を原則とする。

1) CD-R の場合: Joliet 又は UDF (UDF Bridge)

2) DVD-R の場合: UDF (UDF Bridge)

3) BD-R の場合: UDF2.6

#### (納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ずウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認することとする。また、国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」により電子成果物の作成を行った場合は、必ず同システムによるチェックを行い、エラーを解消させることとする。

#### (成果品の提出部数)

第11 電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代える(特記により紙データでの提出が必要とされる成果物については除く)ものとし、電子媒体は、正・副の2部を提出するものとする。

#### (電子納品の検査)

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

#### (適用)

第13 この要領は、平成23年1月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月3日から適用する。